

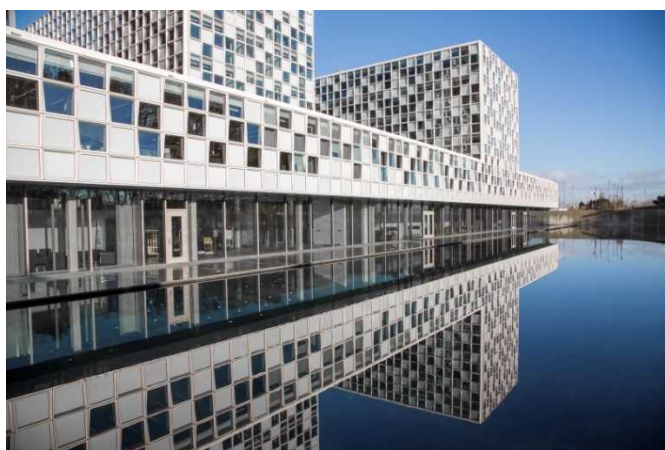
国際機関邦人職員リレーエッセイ

第5回：国際刑事裁判所(ICC) 山口やよいさん

[オランダ・ハーグの生活]

私は2009年3月に、国際刑事裁判所(ICC)検察局で勤務するため、6年在住したジュネーブからハーグに移ってまいりました。第1回の藤原さん、第2回の川島さんのエッセイでも紹介されていましたが、ハーグは比較的閑静な中規模都市です。ニューヨークやロンドンなどと比べると物価はリーズナブルで、特に家族連れの方々には暮らしやすい街といわれていますが、首都圏育ちの私は、都会の喧騒が恋しくなることがあります。そのため、週末は時々電車・車で一時間のアムステルダムや、もう少し足を延ばして隣国ベルギー、ドイツに遊びに行ったりして気分転換をはかっています。また電車で約30分のスキポール空港から飛行機を使えばヨーロッパ各地に1-2時間で行くこともできますので、旅行には便利な立地条件にあります。

オランダの文化は日本とかなり異なる点があるため、慣れるまでは少々時間がかかりました。例えばオランダ人は一般的に質実剛健で、その気質は食文化にも反映されています。(ICCのカフェテリアで、背が高く体格のいいオランダ人男性が、ハムサンドとミルクでランチを済ませているのを初めて見たときは、びっくりしました！)ただ約9年前暮らし始めた頃と比べると、美味しいレストランの数は増えてきました。総合的に見ると、ハーグは住みやすい街です。



[国際刑事裁判所]

国際刑事裁判所(ICC)とは、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪(集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪¹)を犯した個人について刑事裁判を行うために設立された国際司法機関です。日本は2007年の加盟以来、最大の分担金拠出国となっています。

¹ ローマ条約第15条 bisに従って締約国会議による決定が下されるまでは、侵略犯罪に関する管轄権は行使できません。

ICCは各国の国内刑事司法制度を補完するもので、国内できちんとした捜査訴追が行われていない場合のみ、ICCでの裁判が可能になります。これを「補完性の原則」といいます。またICCの管轄権は、原則として締約国、もしくはアドホックにICCの管轄権を受託した国の領域内で発生したか、その国の国籍を持つ人物が犯した犯罪に限られます。例外として国連安保理から付託された場合には、非締約国に関する犯罪も捜査訴追することができます。どの場合も、捜査開始前に、管轄権と補完性の原則を含めた法的要件が満たされているかどうかを検討するため予備審査を行います。

現在予備審査の対象となっているのは、アフガニスタン、ギニア、コロンビア、ナイジェリア、イラク(締約国であるイギリス国籍の人物による囚人の虐待について)、ウクライナ、コモロス、パレスチナ、ガボンの9つの事態です。予備審査を経て、ウガンダ、コンゴ、中央アフリカ、スーダン(ダルフル)、ケニア、リビア、コートジボワール、マリ、グルジア、ブルンジの10カ国について捜査が開始されています。約40名に対して逮捕状ないし召喚状が発行されています。裁判の後、これまで9名について有罪判決が、1名について無罪判決が出ています。

[検察局]

ICCは、検察局、裁判部、書記局、裁判所所長会議の4つの機関から構成されています。私の勤務する検察局の主な役割は、予備審査、捜査、訴追を行うことです。検察局は、対外関係と予備審査を主に扱う管轄権・補完性・協力部(Jurisdiction, Cooperation and Complementarity Division: 通称 JCCD)、捜査部(Investigation Division)、訴追部(Prosecution Division)、の三部門と、それらをサポートするサービス課(Services Section)、法律顧問課(Legal Advisor Section)、検察官直属オフィス(Immediate Office of the Prosecutor)からなっています。ちなみに検察局と聞くと職員は大部分法律家なのかと思われるかもしれませんが、部署によって、そこで働く人の経歴も様々です。例えば、捜査部には国内の警察出身者、訴追部は他の国際刑事法廷や国内の検察出身、JCCD は外交官や NGO 勤務経験者など、色々な者が働いています。捜査開始が決定されると、捜査部、訴追部、JCCD の三部門のスタッフを集めてチームを構成し、捜査訴追を行っていきます。現在の首席検察官は、ガンビア出身の Fatou Bensouda(ファトウ・ベンソウダ)という女性です。

[勤務内容]

私は当初、初代首席検察官 Luis Moreno-Ocampo(ルイス・モレノ・オカンポ)氏の特別補佐官(Special Assistant to the Prosecutor)というポストでICCに就職しました。ICC、特に検察局の仕事の様々な側面について学ぶことができた点で、とても貴重な経験だったと思います。その後、同じく検察局の法律顧問課のポストに応募、採用され、法律問題に関するリサーチや内部規律の整備の仕事に携わってきました。昨年10月からは訴追部に臨時配属され、主に法廷提出文書の作成、証拠の分析、捜査訴追に関する法的助言の提供などを行っています。

[ICCで働くことの醍醐味]

ICCで扱うのは、戦争や争乱といった事態の中で発生する、特に大規模もしくは組織的で深刻な犯罪で、国内ではきちんと裁判、処罰がおこなわれていないケースです。要は、被害者の方々にとっては、ICCが最後の拠り所ということになりますが、ICCが捜査訴追を効果的に行うには様々な課題が伴います。例えば、ICCには独自の警察や軍隊のような執行機関がないため、捜査活動にも逮捕状の執行にも、原則として他の国際機関や関連国の協力が不可欠です。また、捜査の対象の多くが紛争地であるため、職員はもちろん、証人その他捜査に協力して下さる方々の安全を確保するのも簡単ではありません。その中、使命感を持って仕事をしている同僚は多く、この比較的新しい裁判所をできる限り効率的な組織にしようと、一緒に試行錯誤をしながら働く環境は面白いです。

また、現在ICCでは約100カ国から総勢約1000名の職員が働いていて、様々な文化背景の人々と知り合う機会がある点も醍醐味の一つだと思います。就職競争率は激しくなっていますが、是非みなさんに目指して頂ければと思います。

*本稿は個人的見解に基づくものであり、ICCの見解を反映するものではありません。



山口やよい

上智大学法学部国際関係法学科卒業、ジュネーブ国際開発問題高等研究所修士課程終了。2005年から2008月までInternational Commission of Jurists（国際人権NGO）にて法務官として勤務。2009年よりICC検察局に勤務（Special Assistant to the Prosecutorとして1年ほど勤務後、2010年からAssociate Legal Advisorとして法律顧問課に勤務。現在訴追部に臨時配属）。